

このれいいち  
令和8年度「出雲市高野令一育英奨学事業」募集要項

出雲市高野令一育英奨学事業の趣旨

出雲市稗原町出身の故高野令一さんからの寄附金をもとに、勉学の意欲を持ちながら、経済的理由のため、進学や学業の継続が困難である出雲市出身の人に奨学金を貸与することで、教育機会の均等を図り創造性豊かな人材を育成することを目的としています。

1. 応募資格

学校教育法で定める大学又は専修学校・各種学校（看護師等養成課程）に、進学予定又は在学中の人で、次の全てに該当する人です。

- (1) 学業優秀である人
- (2) 経済的理由により修学が困難である人
- (3) 奨学金を受けようとする人又はその保護者が、申請日の時点で3年以上出雲市内に住所を有している人

※ 寄附者の意向から、国公立大学、交通遺児、ひとり親家庭又は看護師等養成課程の学生を優先的に貸与します。

2. 奨学金の貸与額

- (1) 大学、専修学校（専門課程・看護師等養成課程）月額60,000円（年額720,000円）
- (2) 専修学校・各種学校（高等課程・看護師等養成課程）  
月額20,000円（年額240,000円）

3. 貸与期間

令和8年4月に入学又は在学する大学等の最短修業年限の最終月までです。

4. 提出書類

- (1) 高野令一育英奨学金貸与申請書（申請日現在の状況を記載）
- (2) 世帯全員の令和7年度（令和6年中の収入）の所得証明書（学生・生徒は除く）  
※所得がない場合でも証明書は必要です。申請者の保護者は、世帯が別の場合も必ず提出してください。
- (3) 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの、本籍は不要）
- (4) 成績証明書（令和6年度分）  
※令和6年度に学校に在籍していなかった人は、直近年度の成績証明書を提出してください。

5. 受付期間

令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月31日（金）

※郵送による場合、10月31日（金）までの消印があるものは有効です。

6. 募集人数

2人（予定）

## 7. 奨学生の選考及び決定

- (1) 募集終了後に選考委員会を開催し、奨学生を決定します。
- (2) 選考の結果は、12月上旬から中旬に通知書を送付します。  
※この段階では仮採用という形になります。

## 8. 奨学生決定後の手続き

令和8年4月に次の書類を提出いただきます。

- (1) 在学証明書（専修学校の場合は「専門課程」「高等課程」の別が記載されたもの）  
※令和8年4月1日以降に、在籍する学校で証明を受け提出してください。
  - (2) 誓約書（奨学生本人及び連帯保証人2人が連署）  
※連帯保証人は2人必要です。
    - ①保護者 1人
    - ②独立の生計を立てている満20歳以上の人 1人
- 書類を確認後、正式に奨学生として貸与の手続きを行います。

## 9. 奨学金貸与の方法

奨学生本人が指定する金融機関の口座に振込みます。

- 1回目（6か月分） 4月末（予定）
- 2回目（6か月分） 11月中

## 10. 奨学金償還の方法

- (1) 奨学金の償還は、卒業の1年後から開始します。
- (2) 償還にあたっての利息はありません。（無利息）
- (3) 月賦（毎月）又は四半年賦（3か月に1回）での償還となります。
- (4) 奨学金は、【貸与した月数×5の期間内】に償還してください。

※進学等の理由により償還を猶予することがあります。

- (5) 看護師等養成課程を卒業し、その業務に引き続き一定期間従事した場合、願いにより当該期間以降の償還を免除することができます。

<償還例>大学4年間（48月）貸与

|      |                  |
|------|------------------|
| 貸与額  | 6万円×48月＝288万円    |
| 償還方法 | [月賦] 1万2千円×240回  |
|      | [四半年賦] 3万6千円×80回 |

## 11. 奨学金の併給

出雲市高野令一育英奨学事業の奨学生は、原則として他の奨学金とあわせて受給することが可能です。ただし、奨学制度によっては、他の制度とあわせての受給を認めないものがありますので、注意してください。

### 申込み・問合せ先

〒693-8530 出雲市今市町70  
出雲市教育委員会 教育政策課  
TEL (0853) 21-6874